

**研究を
兵器等に
転用させないために
～安全保障貿易管理の基本～**

**京都大学産官学連携本部
京都大学研究推進部・国際部**

1. 安全保障貿易管理とは

安全保障貿易管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な物・技術を核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている国やテロリスト集団の手に渡さないようにするための制度です。**規制の対象となっている物の輸出、技術の提供等を行うには、経済産業大臣の許可が必要です。**許可が必要なものについて無許可で輸出・提供すると、法律に基づき刑事罰や行政制裁が科されることがあります。

大学においては研究活動における国際交流や外国人研究者・留学生等への技術提供などが規制の対象となる可能性があり、注意が必要です。安全保障貿易管理は、国連安保理決議 1540（平成 16 年 4 月）が推奨する国内法の制定方針に沿って行われた外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（平成 21 年 4 月成立、同 11 月施行）に基づき、日本政府が国内のあらゆる個人および法人に呼びかけているものです。

● 規制の対象となる物・技術、国

規制には以下の 3 種類があり、物の輸出や技術の提供を行おうとする相手国または機関によって、適用される規制の範囲が異なります。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① リスト規制 | 武器・兵器の開発等に用いられる恐れの高い物や技術は、スペックにより、詳細なリストで規制されています。すべての国・地域に向けた提供が対象となります。 |
| ② 大量破壊兵器
キャッチオール
規制 | スペックが低いなど、①のリストでは規制されない物や技術であっても、大量破壊兵器の開発等に用いられる恐れがある場合には、すべての物の輸出や技術の提供が規制されています。いわゆる「ホワイト国」（p. 6 参照）以外の国・地域が対象となりますが、経済産業省はキャッチオール規制の実効性を向上させるため、大量破壊兵器の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織の情報を「外国ユーザーリスト」（p. 11 に一部掲出）として提供しており、このリストに掲載された機関への提供には特に厳重なチェックが必要です。 |
| ③ 通常兵器
補完的輸出規制 | ①のリストで規制されない物や技術であっても、特定の国が提供先である場合、通常兵器の開発等に用いられる恐れがあるものについて規制されています。いわゆる「国連武器禁輸国・地域」（p. 6 参照）にあたる国・地域が対象となります。 |

安全保障貿易管理制度の仕組み	法律	外国為替及び外国貿易法（外為法）			
		第 25 条 （役務取引等） 対象；技術 物の設計、製造、使用に関する 技術（ソフトウェアも含む）	第 48 条 （輸出の許可等） 対象；物 機械、部品、原材料など		
		外国為替令 （外為令） 付属の別表	輸出貿易管理令 （輸出令） 付属の別表第 1 （p.9 参照）		
	政令	1～15 項	リスト規制	1～15 項	規制対象になるもの
	16 項	大量破壊兵器 キャッチオール規制	16 項	武器 兵器の開発等に用いられる おそれの高いもの	全地域向けが対象
	16 項	通常兵器 補完的輸出規制	16 項	リスト規制以外で、大量破壊 兵器の開発等に用いられる おそれのあるもの	ホワイト国を除く 全地域向けが対象
	16 項	通常兵器 補完的輸出規制	16 項	リスト規制以外で、通常兵器 の開発に用いられるおそれ のあるもの	国連武器禁輸国向 けが対象

● 大学に求められる管理

大学等においては先端的教育・研究が行われています。「このような教育・研究活動を行う上では、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等につき規制している外為法の趣旨を十分に踏まえる必要がある」（平成18年3月24日文科科学省通知）ことから、特に教育・研究活動の国際化を背景として、近年一層の配慮が求められています。

大学においては、研究者同士の国際的な情報交換や研究にかかる資料の提供、留学生に対する技術指導など、外為法上の貨物の輸出もしくは技術の提供と見なされる行為が日常的に行われています。その大半は兵器に用いられる恐れのない技術・情報、公知の技術・情報の提供の範囲での教育、特定の製品の設計または製造を目的としない基礎研究であることから、直ちには安全保障貿易管理の対象とならないかもしれません。

しかし大学には、原子力・化学・生物・先端材料・エレクトロニクス・情報通信など多くの機微技術・情報や、高スペックの機器等が存在しています。これらは大量破壊兵器の開発に用いられる可能性があり、安全保障貿易管理上規制の対象となる国や機関に拡散しないよう留意することが大切です。

● 教員による「該非判定」等が必要

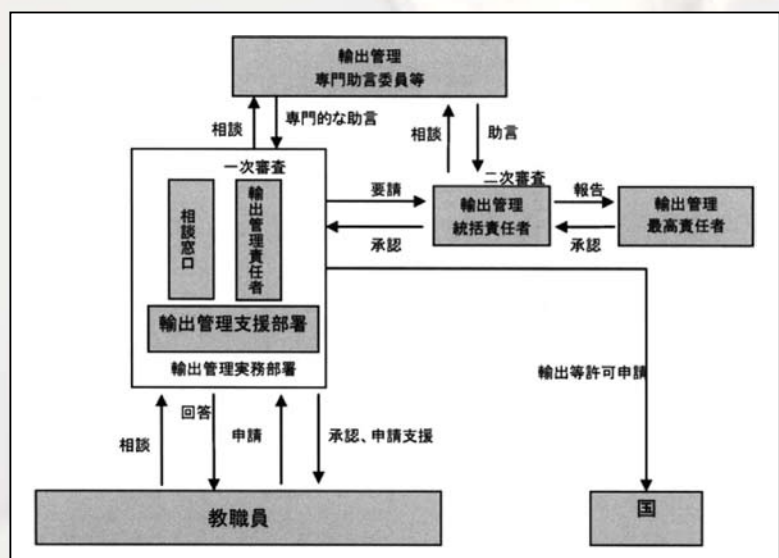
研究にかかる試料・機器等や技術情報の海外機関、外国人研究者・留学生等への輸出・提供が実際に安全保障貿易管理上の規制の対象となるかどうかの判断をするため、「該非判定」を行う必要があります。該非判定は、①試料・機器等のスペック、技術情報の具体的内容により行います。また、②輸出・提供先の国・機関や留学生等の国籍、③輸出・提供先の使用目的も確認する必要があります。

特に①については、その技術情報や試料・機器等の内容に精通した研究者本人でなければ判断できないこともあり、まずは技術情報等を提供しようとする研究者自身が一次的な「該非判定」を自ら意識的に行うことが重要です。ただし不明な点があれば、部局事務や本部事務にお問い合わせください。「該非判定」等を行った結果、安全保障貿易管理上の規制対象になることが分かった場合、経済産業省へ「許可申請」の手続きを行うことになります。

● 「許可申請」は京都大学から

「該非判定」等の過程で不明なことが生じた場合や、「該非判定」等によって許可申請が必要と考えられる場合には、所属部局の担当部署（研究協力担当、留学生担当など）、または産官学連携センター安全保障貿易管理チームが手続きを支援させていただきます（連絡先等は裏表紙を参照）。経済産業省への「許可申請」は京都大学として行いますので、必ずご連絡ください。

産学連携学会『安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン』（2009）より



2. こんな場面ではどうするか？

大学において、実際にはどんな場面で安全保障貿易管理が問題となるのでしょうか。以下に代表的な想定事例をいくつかご紹介します。

【事例①】留学生、外国人研究者の受入れ

タカハシ教授はA国のB大学から留学生Cさんを受入れています。受入れの際、タカハシ教授は担当事務部門とも相談し、タカハシ教授の研究室で研究する範囲においては、特に安全保障貿易管理の問題は生じないと判断していました。

受入れから4か月たったころ、タカハシ教授はCさんから、同じ研究科のヤマダ教授の研究内容についても勉強したいとの相談を受けました。Cさんが知りたいと考えている技術について確認したところ、安全保障貿易管理の対象となっているようです。タカハシ教授は、Cさんはすでに日本にいるため、安全保障貿易管理の規制は受けないと考えていますが、問題ないでしょうか？

！チェックポイント

安全保障貿易管理では国内にいる「非居住者」（外国籍または外国籍機関に所属する者）への提供も規制対象となります。本事例においてタカハシ教授は、Cさんは既に日本にいるため規制は受けないと考えていますが、研修生・留学生等は来日してから6か月間は「非居住者」として扱われます。そのため、「受入から4か月」のCさんは「非居住者」となり、Cさんへの技術提供については海外機関への提供と同様、規制対象とされないかどうか確認する必要があります。

本事例は既に受け入れている留学生への新たな技術提供の場合ですが、留学生を受け入れる際にはあらかじめ、その留学生・研修生等の研究分野や国籍、所属機関が「外国ユーザーリスト」に記載されていないかなどをチェックし、安全保障貿易管理の規制を受けないかどうか確認することが推奨されます。

【事例②】研究者同士の情報交換

サトウ教授は、旧知のD国E大学F教授から電話をもらいました。F教授は最近サトウ教授が研究している技術について知りたいと言っています。この技術はまだ公表されていません。サトウ教授は、友人であるF教授と個人的に電話で話すだけなので、特に問題はないと考えていますが？

！チェックポイント

個人的な技術提供であっても規制の例外ではありません。また、どのような形態で技術提供をしたかに関係なく規制されるため、電話などで話すことも規制対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

なお、規制の例外として、「公知の技術」を提供する取引^(※1)は原則として規制対象から除外されますが、本事例の技術はまだ公開されていないため、この例外にはあてはまりません。「基礎科学分野の研究活動」において技術を提供する取引^(※2)も原則として規制対象から除外されていますが、この例外に該当するかどうかは、C教授が当該技術を最終的に何に使用するつもりか

を含め、十分に確認する必要があります。

- (※1)「公知の技術」とは、a. 新聞、書籍、雑誌、電気通信ネットワーク上のファイル等により、すでに不特定多数の者に対して公開されている技術、b. 学会誌、公開特許情報等不特定多数の者が入手または聴講可能な技術、c. 講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術、d. ソースコードが公開されているプログラム等を言います。
- (※2)「基礎科学分野の研究活動」とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものを言います。共同研究等では、研究が特定の製品への応用を目的としているケースもあり、例外にあたらぬ場合があることに注意が必要です。

【事例③】 共同研究・受託研究・マテリアル提供

スズキ教授は、G国H大学のI教授からスズキ教授が作製したマテリアルの提供を受けたいとの申し出を受けました。I教授はJ企業との共同研究にこのマテリアルを使用するつもりですが、スズキ教授には伝えていません。スズキ教授は何をするべきでしょうか？

！チェックポイント

提供先が大学であることをもって安全保障貿易管理の規制対象外となるわけではありません。スズキ教授は気づいていませんが、大学への提供でも規制対象となっていないか確認が必要です。

また、直接の提供先を通して別の機関に提供される場合には、直接の提供先だけでなく、当該再提供先の最終的な使用目的を確認しておく必要があります。確認は誓約書を取る、あるいはメール回答を保存しておくなどの方法で行ってください。共同研究等の場合は事例②で言及した「基礎科学分野の研究活動」において技術を提供する取引の例外には当たらない場合が多いので、特にご留意下さい。

さらに、本事例のようなマテリアルの提供の場合、当該マテリアルが規制対象になっているだけでなく、送付の際使用する容器等についても規制対象となっていないか確認する必要があります。

外国企業との共同研究・受託研究・マテリアル提供についても十分ご注意ください。

3. 「該非判定」等のチェックフロー

海外の研究者や留学生等に提供しようとする技術情報や、研究に使用するため海外に持ち出そうとする物品等が安全保障貿易管理規制の対象となるかどうか、どのように判断すればいいのでしょうか。法令は非常に詳細で複雑ですが、右記のチェックフローおよび本パンフレットの9～11ページに掲載する一覧表等を参照して、研究者自身がまず提供先と使用目的について確認を行い、少しでも疑わしい場合は必ず部局事務、本部事務にご相談ください。

チェックフローは、技術情報等の提供先によって適用される規制の範囲が異なるため、国の種類別に留意することが基本です。

(1) 提供先が「ホワイト国」の場合

「ホワイト国」とは、我が国と同様に輸出管理が適正に行われていると認められる右記の26カ国を指します。提供先がこれらの国の関係者の場合、提供する物や技術情報が①リスト規制に該当するかどうかのみを確認してください。リスト規制に該当しなければ、原則として規制の対象とはなりません。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(2) 提供先が「外国ユーザーリスト」に該当する場合

「外国ユーザーリスト」とは、経済産業省が公表している、大量破壊兵器の開発等の懸念がある海外機関のリストです。随時更新されていますが、平成21年7月現在右記の9カ国に該当機関が存在します。提供先がこれらの国の場合、①リスト規制に該当するか、②提供先機関が「外国ユーザーリスト」に掲載されているか、③「外国ユーザーリスト」に定められた分野の技術提供であるか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるか、を必ず確認する必要があります。大量破壊兵器の区分には、「核」「化学」「生物」「ミサイル」の4種類があります。

イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタン

(3) 提供先が「国連武器禁輸国・地域」である場合

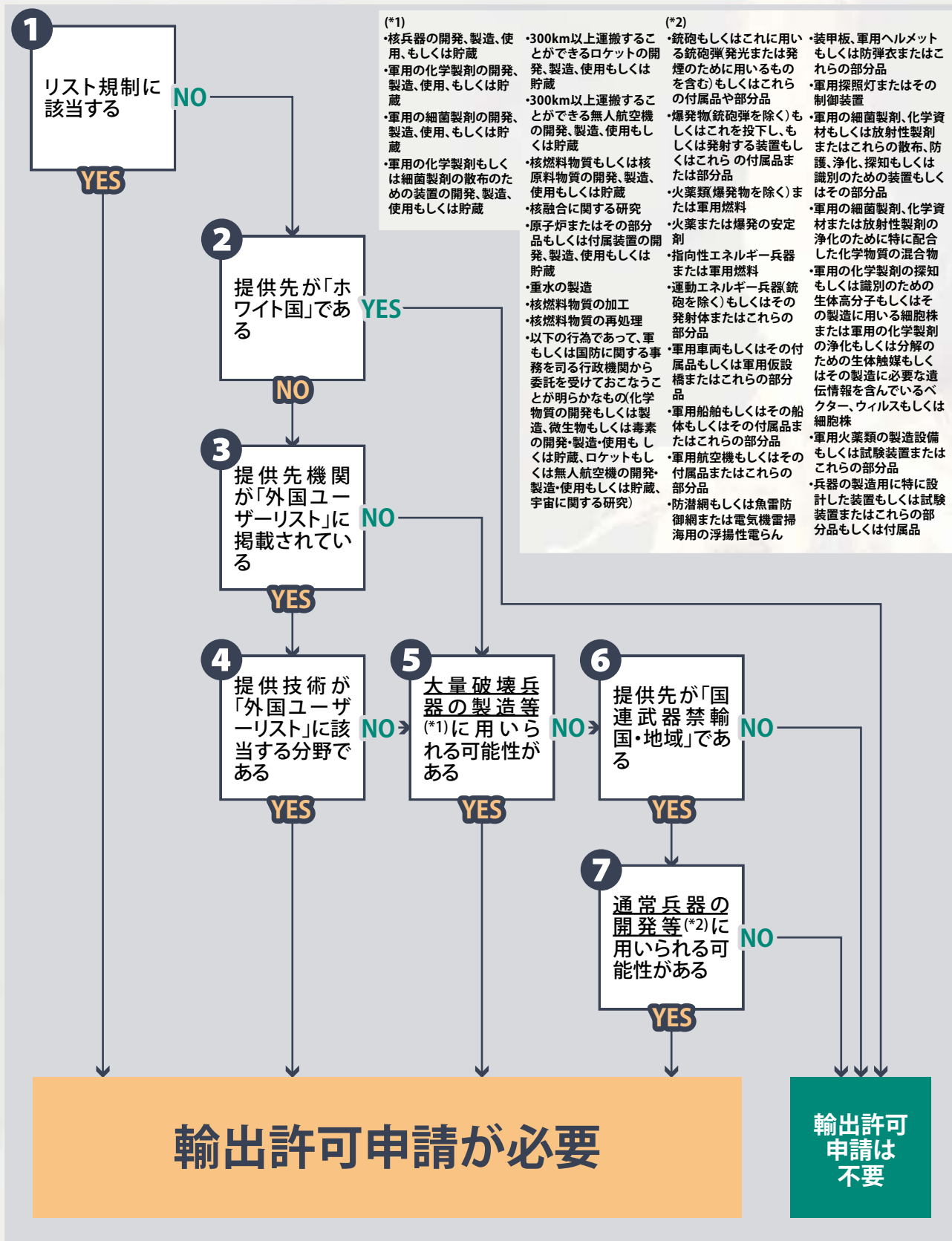
「国連武器禁輸国・地域」とは、右記の10カ国です。提供先がこれらの国の場合、大量破壊兵器の開発等にかかる物や技術情報に加えて、通常兵器の製造または使用に用いられる恐れがある場合に規制対象となることがあります。そのため、①リスト規制に該当するか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるかに加え、⑤通常兵器の開発等に用いられる可能性があるか、を確認する必要があります。

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン

(4) その他の国の場合

上記1～3のどの種別にも含まれない国の場合、①リスト規制に該当するか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるか、を確認してください。

「ホワイト国」、「外国ユーザーリスト」該当国、「国連武器禁輸国・地域」以外の全ての国



このチェックフローによって輸出許可申請必要と思われる場合でも、例外として輸出許可申請が不要となる可能性があります。逆に経済産業省から特別の通知があった場合は、必ず申請が必要になります。詳細は部局事務、本部事務にお問い合わせください。

4. Q & A

Q 1. 教育は技術の提供に該当しますか？

A： 市販されている教科書を使った講義は、公知の技術の提供にあたり、規制対象となりません。オープンな学会での発表や公開特許等の情報も公知の技術となりますので、規制対象になりません。ただし研究室で保有し、外に発表していないノウハウ、データやプログラムを用いて、来日6か月未満の留学生等に教育を行う場合は、内容によっては許可が必要となる場合があります。

Q 2. 大学に雇用される外国人研究者への提供は？

A： 外為法上、雇用された時点で「居住者」となり、当該外国人研究者が日本国内で勤務する場合には、当該外国人研究者への技術情報の提供等は規制の対象とはなりません。ただし、当該外国人研究者が提供を受けた技術情報等を更に第三者に渡そうとする場合や、雇用関係があっても当該外国人研究者が日本国外で勤務する場合には、安全保障貿易管理上規制の対象となる可能性があります。

Q 3. 研究内容の使途が事前にわからない場合は？

A： 国際共同研究や技術情報の提供を行う際に研究内容がその後何に使われるかわからない場合、リスト規制の対象となる物の輸出や技術の提供はできません。一方、キャッチオール規制に該当する物の輸出や技術の提供の場合は、輸出先・提供先を事前に調査しても知り得なかった場合には違反とはならないので、提供先・用途をよく調査したという証拠が必要です。契約を締結する場合に大量破壊兵器への転用を行わないといった輸出管理条項を入れておくことも有効です。

留学生等への技術提供に際しても、当該留学生が教わった技術を大量破壊兵器の開発等に用いる可能性があるとの情報があれば規制対象となり、許可を受ける必要があります。特に「外国ユーザーリスト」(p. 11 に一部を掲出) 記載の組織との共同研究やそれらへの技術提供は慎重に対応する必要があります。

Q 4. 外国人留学生のスーパーコンピュータ使用は？

A： リスト規制の対象となるスペックのスーパーコンピュータ利用のための技術は、規制対象となる場合があります。例えばスーパーコンピュータを使用するために必要な利用マニュアル（使用する者すべてに提供されるものであって、操作等のために必要最小限のもの）などは許可を要しませんが、ソースコードが非公開のプログラムなどを来日して6か月を経過しない留学生等に対して提供する場合には許可が必要となります。

Q 5. 海外渡航時のパソコン、USB等の持ち出しは？

A： 技術情報が入ったパソコン、USB等を私用で海外出張等に持参するだけであれば、技術の提供は行われないので規制の対象とはなりません。ただし、渡航先で大量破壊兵器の開発などに利用しようと意図する相手に提供する場合には、許可を取得する必要があります。なお、**リスト規制に該当する試作品や化学物質、細菌などを海外へ持ち出す場合は、提供の予定が無くとも規制の対象となります。**

平成21年4月の法改正で、外国に向けて技術を提供する場合は「非居住者」に限定せず、誰から誰に対する提供であっても規制対象となることになりました。したがって、提供相手が日本人であっても外国に向けて提供する場合は安全保障貿易管理の規制対象となる可能性がありますので、外国人へ提供する場合と同様に確認を行うようにしてください。

リスト規制対象貨物一覧表（輸出貿易管理令 別表第1）

下記品目に該当する場合はリスト規制の対象となる可能性があり、規制対象となるスペックを確認する必要があります。スペックの詳細については、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/sinsa-unyo/gaihihanntei-tejyun/yusyutsu-betsu1/y1-3.htm>）で確認して下さい。

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1	武器	(43)	中性子発生装置	(16)	ビスマレイド・芳香族ポリアミドイミド他	10	センサー等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(17)	ビニリデンフルオリド共重合体他	(1)	水中探知装置等
(2)	爆発物・発射装置等	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(18)	プリブレグ・プリフォーム・成型品等	(2)	光検出器・冷却器等
(3)	火薬類・軍用燃料	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(19)	ほう素・炭化ほう素・硝酸グアニジン他	(3)	センサー用の光ファイバー
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(47)	トリチウム	6	材料加工	(4)	高速度撮影可能なカメラ等
(5)	指向性エネルギー兵器等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(1)	軸受等	(5)	反射鏡
(6)	運動エネルギー兵器等	(49)	白金触媒	(2)	数値制御工作機械等	(6)	宇宙用光学部品等
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	3	化学兵器	(3)	歯車製造用工作機械等	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置
(8)	軍用船舶等	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・その原料	(4)	アイソスタチックプレス等	(702)	非球面光学素子
(9)	軍用航空機等	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(5)	コーティング装置等	(8)	レーザー発振器等
(10)	防潜網・魚雷防御網他	302	生物兵器	(6)	測定装置等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(1)	軍用細菌製剤の原料	(7)	ロボット等	(10)	重力計・重力勾配計
(12)	軍用探照灯・制御装置	(2)	細菌製剤用製造装置等	(8)	フィードバック装置他	(11)	レーダー等
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	4	ミサイル	(9)	絞りスピニング加工機・しごきスピニング加工機	(12)	光反射率測定装置他
(1302)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(1)	ロケット・製造装置等	7	エレクトロニクス	(13)	重力計製造装置・校正装置
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(102)	無人航空機(UAV)	(1)	集積回路	(14)	光検出器・光学部品材料物質他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	11	航法装置
(16)	兵器製造用機械装置等	(3)	推進装置等	(3)	信号処理装置等	(1)	加速度計等
2	原子力	(4)	しごきスピニング加工機等	(4)	超電導材料を用いた装置	(2)	ジャイロ스코ープ等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用ポンプ・軸受	(5)	超電導電磁石	(3)	慣性航行装置等
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(6)	推進薬・原料	(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム電波受信機、航空機用高度計等
(3)	重水素・重水素化合物	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(7)	高電圧用コンデンサ	(402)	水中ソナー・航法装置等
(4)	人造黒鉛	(8)	粉粒体用混合機等	(8)	エンコーダ	(5)	(1)から(4)までの試験・製造装置他
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	802)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	12	海洋関連
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(10)	複合材料製造装置等	(9)	デジタルビデオ磁気テープ記録装置他	(1)	船舶(潜水艇、水中翼船他)
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(11)	ノズル	(10)	波形記憶装置	(2)	船舶の部分品・附属装置
(8)	周波数変換器等	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(1002)	デジタル計測用記録装置	(3)	水中回収装置
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(11)	周波数シンセサイザー	(4)	水中カメラ等
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(14)	複合材料用の炉・制御装置	(12)	信号発生器	(5)	水中ロボット
(1002)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(13)	周波数分析器	(6)	密閉動力装置
(11)	しごきスピニング加工機等	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等	(14)	ネットワークアナライザー	(7)	回流水槽
(121)	数値制御工作機械	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	(15)	原子周波数標準器	(8)	浮力材
2	測定装置	(18)	アビオニクス装置等	(1502)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式の自給式潜水用具
(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(1802)	ロケット・UAV用熱電池	(16)	半導体製造装置等	13	推進装置
(14)	アイソスタチックプレス等	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	(17)	マスク・レチクル等	(1)	ガスタービンエンジン等
(15)	ロボット等	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	(18)	半導体基板	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(16)	振動試験装置等	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他	(19)	レジスト	(3)	ロケット推進装置等
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(22)	ロケット搭載用電子計算機	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、磷・砒素他の有機化合物	(4)	無人航空機等
(18)	ベリリウム	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	(21)	磷・砒素・アンチモンの水素化合物	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(24)	振動試験装置等、風洞・燃焼試験装置他	(22)	炭化けい素ウエハー等	14	その他
(20)	ほう素10	2402)	ロケット設計用電子計算機	8	電子計算機	(1)	粉末状の金属燃料
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	(1)	電子計算機等	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(22)	るつぼ	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム	9	通信	(3)	ディーゼルエンジン等
(23)	hafニウム	5	先端材料	(1)	伝送通信装置等	(4)	<削除>
(24)	リチウム	(1)	ふっ素化合物製品	(2)	電子交換装置	(5)	自給式潜水用具等
(25)	タングステン	(2)	ビニリデンフルオリド圧重合体他	(3)	光ファイバー通信ケーブル等	(6)	航空機輸送土木機械等
(26)	ジルコニウム	(3)	芳香族ポリイミド製品	(4)	<削除>	(7)	ロボット・制御装置等
(27)	ふっ素製造用電解槽	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(8)	電気制動シャッター
(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉・製造装置等	(502)	監視用方向探知器等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(29)	遠心力式鈞合試験機	(6)	金属性磁性材料	(503)	通信妨害装置等	(10)	簡易爆発装置の除去のための装置等
(30)	フィラメントワインディング装置等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	(504)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	15	機微品目
(31)	レーザー発振器	(8)	超電導材料	(6)	(1)から(3)、(5)から(5)までの設計製造装置等	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(32)	質量分析計・イオン源	(9)	作動油	(7)	暗号装置等	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(33)	圧力計・ペローズ弁	(10)	潤滑剤	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(3)	核燃料物質
(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(11)	振動防止用液体	(9)	<削除>	(4)	デジタル伝送通信装置等
(35)	真空ポンプ	(12)	冷媒用液体	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(5)	水中探知装置等
(36)	直流電源装置	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他	(11)	(7)(8)(10)の設計・製造・測定装置他	(6)	宇宙用光検出器
(37)	電子加速器・エックス線装置	(14)	セラミック複合材料			(7)	目標自動識別機能レーダー等
(38)	衝撃試験機	(15)	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他			(8)	潜水艇
(39)	ストリークカメラ・フレミングカメラ等					(9)	船舶用防音装置
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器					(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(41)	核兵器起爆(試験)用貨物						
(42)	光電子増倍管						

付2.

キャッチオール規制対象貨物一覧表(輸出貿易管理令 別表第1の16の項(二))

リスト規制 (p. 9) に該当しないもので、食料品や木材以外の下表のものは、キャッチオール規制の対象となる可能性があります。キャッチオール規制においては、物や技術の輸出先・提供先と用途に懸念がないかどうかを確認する必要があります。

輸出貿易管理令別表第1の16の項(二)に該当する貨物	
関税率法別表第2	第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第5部 鉱物性生産品	(69) 陶磁製品
(25) 塩、硫黄、土石類、プラスター、石炭及びセメント	(70) ガラス及びその製品
(26) 鉱石、スラグ、及び灰	第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
(27) 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	(71) 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	(72) 鉄鋼
(28) 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	第15部 卑金属及びその製品
(29) 有機化学品	(74) 銅及びその製品
(30) 医療用品	(75) ニッケル及びその製品
(31) 肥料	(76) アルミニウム及びその製品
(32) なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテ、その他のマッシュ並びにインキ	(78) 鉛及びその製品
(33) 精油、レジノイド、調整香料及び化粧品類	(79) 亜鉛及びその製品
(34) せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調整潤滑剤、人造ろう、調整ろう、磨き剤、ろうそく その他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用調製品	(80) すず及びその製品
(35) たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	(81) その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
(36) 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	(82) 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
(37) 写真用又は映画用の材料	(83) 各種の卑金属製品
(38) 各種の化学工業生産品	第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	(84) 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
(39) プラスチック及びその製品	(85) 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
(40) ゴム及びその製品	(86) 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第11部 紡織用繊維及びその製品	(87) 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
(54) 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	(88) 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
(55) 人造繊維の短繊維及びその織物	(89) 船舶及び浮き構造物
(56) ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品	(90) 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
(57) じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び付属品
(58) 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	(91) 時計及びその部分品
(59) 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	(92) 楽器並びにその部分品及び附属品
(63) 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	(93) 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調整羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	第20部 雑品
(68) 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	(95) がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

付3.

大量破壊兵器開発等の懸念がある外国ユーザーリスト（抜粋）

「外国ユーザーリスト」は経済産業省が公表している大量破壊兵器の開発等の懸念がある海外機関のリストです。リストには平成21年11月現在、9か国247の該当機関が掲載されています。該当機関には企業だけでなく、大学や研究所、政府機関なども含まれています。

右記の表はあくまでも一例ですので、物の輸出先や技術の提供先がこの9か国に該当する場合、必ず経済産業省安全保障貿易管理のホームページ (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>) で機関名を確認して下さい。

各国別の掲載企業・組織数	
国名/地域名	掲載数
イスラエル	2
イラン	80
インド	26
北朝鮮	82
シリア	10
台湾	1
中国	17
パキスタン	27
アフガニスタン	2
合計	247

No.	国名、地域名	企業名、組織名	別名	懸念区分
1	イスラエル	Israel Military Industries (IMI)	• Israeli Military Industries	化学、ミサイル
2	イスラエル	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核
3	イラン	7th of Tir	• 7th of Tir Industries Complex • Mojtamae Sanate Haftome Tir • Sanaye Haftome Tir • 7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan • 7th of Tir Complex • Esfahan/Isfahan Haftome Tir Industries	核
4	イラン	Abzar Boresh Kaveh Co.	• BK Co.	核
5	イラン	Aerospace Industries Organization (AIO)	• Sazemane Sanaye Hava and Faza (SSHF) • Bazargani Hava and Faza	ミサイル
6	イラン	AMA Industrial Co.		核
7	イラン	Amirkabir University of Technology		ミサイル、核
∴	(中略)			
83	インド	Armament Research and Development Establishment (ARDE)		ミサイル、核
84	インド	Bhabha Atomic Research Centre (BARC)		核
85	インド	Bharat Dynamics Ltd. (BDL)		ミサイル
86	インド	Bharat Electronics Limited (BEL)		ミサイル
87	インド	Centre for Advanced Technology (CAT)	• Raja Ramanna Center for Advanced Technology (CAT)	核
∴	(中略)			
109	北朝鮮	Academy of Health and Food Science	• Institute of Health and Food	生物
110	北朝鮮	Chong Unsan-5 Co., Ltd.		生物、化学、ミサイル、核
111	北朝鮮	Choson Central Bank (朝鮮中央銀行)	• Central Bank of DPRK	生物、化学、ミサイル、核
112	北朝鮮	Construction Department, Samsu Power Plant, Ryanggangdo (リャンガンドウ(両江道)サムス発電所建設部)		生物、化学、ミサイル、核
113	北朝鮮	Daehung Oil & Vehicle Trading Co.	• Taehung Oil & Vehicle Trading Co.	生物、化学、ミサイル、核
∴	(中略)			
191	シリア	Electronics Institute		ミサイル
192	シリア	Handasieh		ミサイル
193	シリア	Higher Institute of Applied Science and Technology (HIAST)	• Institut des Sciences Appliquees et de Technologie (ISAT) • Institut Supérieur des Sciences Appliquees et de Technologie (ISSAT)	生物、化学、ミサイル、核
∴	(中略)			
201	台湾	Chung Shan Institute of Science and Technology (CSIST) (中山科學研究院)		ミサイル
202	中国	Beijing Alite Technologies Company (ALCO) (北京海立連合科技有限公司)		ミサイル
203	中国	Beijing Institute of Aeronautical Material (BIAM) (北京航空材料研究院)		ミサイル
204	中国	Beijing Institute of Control Engineering (BICE) (北京控制工程研究所(502所))		ミサイル
205	中国	Beijing Institute of Remote Sensing Equipment (北京遥感設備研究所)		ミサイル
206	中国	Beijing Institute of Structure and Environment Engineering (BISE) (北京強度環境研究所)	• Beijing Institute of Strength and Environmental Engineering	ミサイル
207	中国	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	• Beihang University	ミサイル
∴	(中略)			
241	パキスタン	Quaid-I-Azam University (QAU)	• Quaid-E-Azam University	核
242	パキスタン	Space and Upper Atmosphere Research Commission (SUPARCO)		ミサイル
243	パキスタン	Unique Technical Promoters		核
244	パキスタン	University of Engineering and Technology		核
245	パキスタン	Victor Star (Pvt) Ltd.		核
246	アフガニスタン	Al Qa'ida/Islamic Army	• The Base • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation	化学
247	アフガニスタン パキスタン	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核

● 京都大学相談窓口 ●

- ◆ 共同研究・受託研究・技術移転に関するお問い合わせ
産官学連携センター安全保障貿易管理チーム
研究推進部産官学連携課
info@saci.kyoto-u.ac.jp
- ◆ 研究交流等に関するお問い合わせ
研究推進部研究推進課
kensui.soumu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
- ◆ 外国人研究者等受入、研究者の国際交流に関するお問い合わせ
国際部国際交流課
kokuryu-yusyutu850@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
- ◆ 留学生に関するお問い合わせ
国際部留学生課
850ryu-boueki@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
- ◆ その他
総務部リスク管理課
riskkanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

● 経済産業省相談窓口 ●

- ◆ 輸出管理についての一般的なお問い合わせ ————— 安全保障貿易案内窓口
03-3501-3679
- ◆ 輸出許可申請手続き、キャッチオール事前相談、—— 安全保障貿易審査課
規制品目に該当するか否かの個別のご相談 03-3501-2801
- ◆ 輸出管理規程についてのご相談、違法輸出のご連絡 — 安全保障貿易検査官室
03-3501-2841
- ◆ 法令の解釈のお問い合わせ、HP へのご意見 ————— 安全保障貿易管理課
03-3501-2800